

令和元年度「農泊ビジネス起業実践研修」募集要項

1 趣旨

秋田県への移住希望者に対して、農家民宿や農家レストランなどの農泊ビジネスの起業による移住・定住を具体的に支援するための研修として、起業プランの作成や起業・経営に係る知識習得及び農泊ビジネス実践者の下で実務体験（インターンシップ）等を実施します。

2 主催 秋田県

3 運営者 NPO法人秋田花まるっグリーン・ツーリズム推進協議会

4 研修内容

研修は、2泊3日の日程で2回実施することとし、詳細は次に記載するとおりとする。

(1) 農泊ビジネス起業研修 [1回目 (必修)]

県内への移住及び農泊ビジネスの起業を具体的に計画するため、起業プランの策定や営業許可等の座学、既移住者とのネットワーク構築等を図ります。

(2) 農泊ビジネス実践研修 [2回目 (選択)]

次の①及び②から1つを選択して受講する。

①農家民宿コース

農家民宿の実践者の下での実務体験及び市町村担当者とのマッチングや空き家視察等を行います。

②農家レストランコース

農家レストランの実践者の下での実務体験及び市町村担当者とのマッチングや空き家視察等を行います。

5 募集定員

募集定員は5名とします。

6 応募条件

次の条件を全て満たす者

- (1) 秋田県へ移住し、農家民宿または農家レストランの起業を希望する者
- (2) 20歳以上でかつ概ね60歳以下の者。
- (3) 県外在住者、もしくは秋田に移住後概ね5年以内の者

- (4) 研修期間中全行程に参加できる者
- (5) 秋田県暴力団排除条例第 2 条に規定する暴力団員でないこと、またはこれらと密接な関係を有していない者
- (6) 観光等旅行目的でない者
- (7) 先に実施していた、秋田県移住就業セミナー(以下「セミナー」という)又は農家民宿等グリーン・ツーリズム短期研修(以下「短期研修」という)を受講した者、もしくは未受講であるが、募集期限までに県の担当者又は運営者と面談できる者。

7 面談

セミナー及び短期研修の未受講者に対しては、秋田県に移住する意思及び起業意欲を確認するため、次のとおり面談を実施します。

(1) 面談日

申込用紙に記載の面談希望日、又は運営者が指示した日に実施します。

(2) 面談場所

秋田県庁又は、運営者が指定した場所で開催します。ただし、日程等の調整が困難な場合はテレビ電話等による面談も認めます。

8 研修に係る費用

(1) 研修費

ア 講義料・体験料・宿泊費・食事代(飲料代は除く)のことをいい、研修期間中これらの経費は原則無料です。

(2) 交通費

ア 研修地までの交通費は、1往復3万円を限度とし、最大6万円(3万円×2回)まで助成します。ただし、研修に正当に参加し、且つ、研修地一居住地間の移動方法・金額を書類等で確認できた場合のみ、研修終了後支払います。

イ 研修中の県内の移動旅費は、運営者が指定した交通機関等を利用した場合に限り、全額助成します。ただし、研修に正当に参加し、且つ、金額を書類等で確認できた場合のみ、研修終了後支払います。

9 募集期限

申し込みは、以下の期限までの受付とします。

- (1) 申込期限：令和元年7月24日(水)必着

10 申込方法

- (1) 申込用紙に必要事項を記入のうえ、郵送、FAX、E-mail のいずれかで、

お申し込み下さい。

- (2) 申込用紙に記載された個人情報とは本研修事業の実施にのみ使用し、保有の必要がなくなり次第、確実に速やかに消去します。

11 選考方法

- (1) セミナー又は短期研修の受講者
「申込用紙」による書類選考とし、秋田県農林水産部長が決定します。
- (2) セミナー又は短期研修の未受講者
「申込用紙」による書類審査及び、県の事業担当者又は運営者との面談により選考し、秋田県農林水産部長が決定します。

12 選考結果の通知

- (1) 選考結果は、「申込用紙」に記載している住所に、研修開始日の7日前まで書面で通知します。なお、上記期限に間に合わない場合は、事前に電話で連絡します。
- (2) 選考結果を通知する際に、1回目の研修の詳細スケジュール表を同封します。なお、2回目の研修スケジュールは、運営者と研修生で調整し決定するため、数回程度、電話やメール等で打合せを行いますので、ご協力をお願いします。

13 研修の辞退

やむを得ず研修を辞退したい場合は、研修開始日の5日前までに、申し込み先まで、電話、FAX、E-mailのいずれかの方法で連絡ください。

なお、連絡のないまま、研修を欠席した場合は、研修に係る費用(キャンセル料含む)を請求する場合があります。

14 研修の中止

- (1) 研修開始前の中止

悪天候等を理由に事前に研修の中止を決定した場合は、研修生に理由を説明し、研修開始日の2日前までに電話で連絡いたします。

なお、中止連絡の前に研修地への移動を開始していた場合、又は、中止連絡に応答せず、当日研修地に集合した場合、その交通費は補助対象外となりますのでご了承ください。

- (2) 研修実施中の中止

悪天候等を理由に研修を急遽中止する場合は、研修生に理由を説明し、研修を中止する場合があります。

なお、この場合の研修に係る費用は、全額運営者が負担します。ただ

し、往復チケットを購入していた等の理由で、研修期間以降、秋田県内に宿泊が必要となった場合の費用等は、運営者は一切責任を負いません。

15 研修の拒否

研修生が本要項6の応募条件を満たしていないことが判明した場合、又は研修生が運営者や他の研修生等に迷惑を及ぼし、円滑な実施を妨げたと運営者が判断した場合、研修生に対して研修参加を拒否し、研修に係る費用（キャンセル料を含む）を請求する場合があります。

16 その他

- (1) この研修は本要項のほか、NPO法人秋田花まるっグリーン・ツーリズム推進協議会の研修・体験イベント実施約款により実施しますので、こちらもお申込み前に必ずお読みください。
- (2) 研修期間中に撮影した写真や動画及びアンケート結果等は、広報等に活用することを予定しておりますので、あらかじめご了承ください。

17 申し込み先

NPO法人秋田花まるっグリーン・ツーリズム推進協議会
〒010-1403 秋田市上北手荒巻字堺切24-2 遊学舎内
TEL・FAX018-829-5895
E-mail:info@akita-gt.org
受付時間：月～金 午前9時30分～午後5時

附 則 本要項は令和元年 6月18日から施行する。